

岐阜県公報

目次

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	一〇
岐阜県療育手帳に関する規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県自立支援医療に関する規則の一部を改正する規則	(同)	七
岐阜県指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則	(同)	一〇

規則

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年四月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十一号

岐阜県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

岐阜県児童福祉法施行細則(昭和四十七年岐阜県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「受理、判定、措置会議記録簿」を「受理・判定・援助方針会議記録簿」に改める。

第四条第一項中「知事」を「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。)(又は岐阜地域福祉事務所長(以下「振興局長等」という。))」に改め、同条第二項から第六項までの規定中「知事」を「振興局長等」に改める。

第五条の十一第三項中「第二十四条の十三第一項」を「第二十四条の十三」に改める。

第六条中「振興局長(振興局に置かれる事務所の長を含む。以下同じ。))」を「振興局長等」に改める。

第七条中「振興局長」を「振興局長等」に、「児童送致書」を「児童送致書」に改める。

第十二条中「徴し」を「徴するよう努め」に改める。

第十八条中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第十八条の二中「第三十三条の二第四項」を「第三十三条の二の二第四項」に改める。

第十八条の三中「第三十三条の二第二項」を「第三十三条の二の二第二項」に改める。

第1号様式 (1枚目)

児 童 記 録 票

P _____

ケース番号
年度 号

年 月 日 作成
年 月 日 受付

(フリガナ) 児童氏名		(生年月日) 年 月 日	(学校等)
住 所	児 童		
	保 護 者		

本 籍	
-----	--

連絡先	
-----	--

家 族 構 成	続 柄	氏 名	生年月日	年 齢	職 業	月収(万)	同 居 別 居	備 考	

住居・生活態度・資産・近隣状況等

依頼者（通告者）とその理由

総合所見及び指導方針

措置内容

担当者	年 月 日
-----	-------

第 1 号様式 (2 枚目)

P _____

ケース番号	
年度	号

児童名 _____

発 育 歴									
(胎 児 期)		母 体			母の気持				
(出 産 時)		父 歳	母 歳	妊 娠 回 目		出 産 回 目			
熟産・早産 (ヵ月	週)	分娩 (軽・普通・難産・異常)					
生下時体重		g	身長	cm	頭囲	cm			
(新生児期) 黄疸 (その程度と重症の場合はその時期)									
(乳幼児期)		栄養 (母乳・人工・混合)			離乳 (開始 歳 ヶ月、完了 歳 ヶ月)				
定 類	歳	ヵ月	寝 返 り	歳	ヵ月	座 位	歳	ヵ月	
はいはい	歳	ヵ月	つかまり立ち	歳	ヵ月	伝い歩き	歳	ヵ月	
独 歩	歳	ヵ月	指 さ し	歳	ヵ月	初 語	歳	ヵ月	
2 語 文	歳	ヵ月	排 尿 の 自 立	歳	ヵ月	排 便 の 自 立	歳	ヵ月	
(病 歴)									
(現在の生活習慣)									
摂 食		偏 食		排 泄					
着 脱 衣		言 語		遊 び					
睡 眠		清 潔		夜 尿					
家族関係図 (本児の位置)									
本児及び来談者の印象 (態度、容貌、外見、特徴等)									
本児の性格、習慣、習癖、運動、興味等									

第2号様式 (第2条関係)

受理・判定・援助方針会議記録簿

年 月 日 開催

所 長	課 長	所 員	主任
ケース番号 会議種別	(相談種別) 児童氏名 生年月日	討議の概要	方針措置

〃〃〃〃〃〃様 岐阜県知事

〃〃〃〃〃〃様 保健所長

〃〃〃〃〃〃様 「異議申立て」や「審査請求」〃〃〃〃〃〃様 「決定」や「判決」〃〃〃〃〃〃様

〃〃〃〃〃〃様 「岐阜県知事」や「保健所長」〃〃〃〃〃〃様

〃〃〃〃〃〃様 「振興局(事務所)長」や「岐阜地域福祉事務所長」

〃〃〃〃〃〃様 「申込み」や「申し込み」〃〃〃〃〃〃様 「平成 年 月 日保護開始」や「 年 月 日

保護開始」〃〃〃〃〃〃様 「下さい」や「ください」〃〃〃〃〃〃様

〃〃〃〃〃〃様 「振興局(事務所)長」や「振興局(事務所)長

(岐阜地域福祉事務所長)

〃〃〃〃〃〃様 「申込み」や「申し込み」〃〃〃〃〃〃様 「平成 年 月 日保護開始」や「 年 月 日保護開始」〃〃〃〃〃〃様

〃〃〃〃〃〃様 「その旨」や「その旨」〃〃〃〃〃〃様 「 〃〃〃〃〃〃様

〃〃〃〃〃〃様 「その旨」〃〃〃〃〃〃様 「 〃〃〃〃〃〃様

3 助産施設への入所が適当と認められなくなった場合には、助産の実施を解除し

取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当
定自立支援医療機関の開設者による業務管理体制の整備についての取組の
その他の当該事実に関して当該指定自立支援医療機関の開設者が有してい
任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこ
とが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに
する場合を除く。

確保
わり、
から
にお
条の
関の
5年
いて
消し
該指
支援
定の
該指
状況
た責
とす
該当
」
申出の日から起算して5年を経過していない」 』名称の
」
第1号様式 削除
第3号様式 削除
第5号様式 削除

」
申出の日から起算して5年を経過してはいない」 』名称の
」
第1号様式 削除
第3号様式 削除
第5号様式 削除

第5号様式 削除

「指定居宅サービス事業者
」 「指定居宅サービス事業者
」

「指定訪問看護事業者
」 「指定訪問看護事業者
」

「指定介護予防サービス事業者」
において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8
条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」 又「訪問看護ステーション
等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険
法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（同法第
8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」 』名称
の

「指定居宅サービス事業者
」 「指定居宅サービス事業者
」

「指定訪問看護事業者
」 「指定訪問看護事業者
」

「指定介護予防サービス事業者」
において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8
条第4項に規定する訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」 又「訪問看護ステーション
等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険
法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（同法第
8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数」 』名称
の

「指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書」
」 「指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定更新申請書」 』名称の
」

「指定居宅サービス事業者
」 「指定居宅サービス事業者
」
「指定訪問看護事業者
」 「指定訪問看護事業者
」
「指定介護予防サービス事業者」
において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8

第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数」や「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数」に定める。

「指定居宅サービス事業者 指定更新申請書」
 「指定居宅サービス 指定更新申請書」
 「指定自立支援医療機関(精神通院医療) 指定更新申請書」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」

「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)に従事する職員の定数」や「訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス(介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。)若しくは指定介護予防サービス(同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。)に従事する職員の定数」に定める。

「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」

「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」

「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」

4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄付行為等及びその登記事項証明書(の謄本又は条例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。))	
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11	相談支援専門員の氏名及び住所	
12	主たる対象者	

4	甲請地	
5	甲請月日	
6	定款書の業に	
7	事業日、	
8	事業年月	
9	事業年月	
10	事業年月	

「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」
 「指定居宅サービス事業者」
 「指定訪問看護事業者」
 「指定介護予防サービス事業者」

13	運営規程	
14	介護給付費等の請求に関する事項	
15	事業所の種別(併設型・空床型の併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員数)	
16	寄付行為等及びその登記事項証明	

岐阜県規則第五十四号

平成二十五年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社